

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る弥富市の確認方法について

### (1) 被保険者の状態の確認

ケアマネジャーは、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が別紙1に定める「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当する可能性があるかどうか確認をする。

### (2) 医師への照会

ケアマネジャーは、当該被保険者の状態が別紙1に定める「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するかどうか医師に照会する。

### (3) サービス担当者会議の開催

(2)において別紙1に定める「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャーは、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断する。

### (4) 「軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書（以下「確認申請書」と言う。）」の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネジャーは弥富市介護高齢課介護保険グループに「確認申請書」を提出する。

### (5) 弥富市介護高齢課介護保険グループでの確認

弥富市介護高齢課介護保険グループは、確認申請書の内容が添付書類（居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録等）により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、その結果をケアマネジャーに通知する。

#### 《 確認の判断基準 》

確認可 の判断	① 居宅（介護予防）サービス計画書に「医師の所見」・「医師氏名」・「当該福祉用具貸与が特に必要な理由」が記載されていること。 ② サービス担当者会議の記録等に「開催日（照会日・回答日）」・「出席者（回答者）」・「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容（照会内容・回答内容）」が記載されていること。 ③ 別紙1のⅠ）からⅢ）までのいずれかに該当する旨が主治医意見書、医師の診断書等（主治医連絡票を含む）、医師からの所見を聴取した記録（聴取日時・方法・内容・医師氏名が必要）に記載されていること。 ※①、②、③の全てが書面で確認できれば、確認可の判断となる。
確認不可 の判断	※上記①、②、③の内、一つでも書面で確認できない場合は、確認不可の判断となる。

#### 《 確認の有効期間 》

- ・開始日→確認申請書（必要な添付書類を全て含む）の提出日
- ・終了日→サービス担当者会議の開催日（やむを得ない理由によりサービス担当者会議を開催せず、担当者に対する照会等により意見を求めた場合は、最終回答日）から6ヶ月後の月の末日

※継続して貸与を受けるためには、有効期間が切れる前に(2)、(3)の手続きを再度行った上で確認申請書を弥富市介護高齢課介護保険グループに提出する必要があります。